



令和6年度 教育委員会 第21回定例会 議案

1 日 時 令和7年2月19日(水) 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 報告事項

(3) 閉 会

第21回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	令和 7 年度静岡県教員研修計画	P1
報告 事項 2	教職員コンプライアンスの推進	P5
配付 報告 1	監査結果に関する措置状況報告	P19

令和 7 年度静岡県教員研修計画

(教育政策課)

1 教員研修計画

教育公務員特例法において、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、校長及び教員の資質の向上に関する指標を定め、毎年度、当該指標に基づく教員研修計画を定めることとされている。

この度、静岡県教員育成協議会の協議を経て、「静岡県校長育成指標」及び「静岡県教員育成指標」に基づく「令和 7 年度静岡県教員研修計画」を策定した。

今後、年度末までに、政令市を除く各市町教育委員会並びに県立学校に通知する。

2 計画の概要

社会全体のウェルビーイングの実現に向けて、子供たちに、他者と協調して新たな価値を創造する力を育むことのできる教員を育成するため、指標に基づき、新規研修の企画や既存研修の改善及び精選を行った。

3 令和 7 年度の研修実施方針

- (1) キャリアステージに応じた資質能力の向上
- (2) 時代や環境の変化に応じた知識・技能及び指導方法への確実な転換
- (3) 研修観の転換
- (4) 研修の成果の確認
- (5) 校内研修の充実
- (6) 実施方法の最適化、効果的・効率的な方法による実施
- (7) 研修の評価
- (8) 研修を奨励するための方途

4 新規研修の企画や既存研修の改善

〈新規研修の例〉 ＊詳細は別紙 1 のとおり

- ・ SEL を通じた児童・生徒の非認知能力の育成
(全校種の中堅教諭等資質向上研修にて実施)
- ・ 教職員支援機構常葉大学センター スクール・マネジメント研修
- ・ 企業のカスタマー対応に学ぶ保護者対応
- ・ インクルーシブな教育の推進に向けて 私たちができること
- ・ 特別支援教育における子どもの特性に応じた ICT 活用～実践事例から学ぶ～
- ・ 児童生徒のウェルビーイング向上を支える教職員のためのラーニング・セッション

I・II

〈既存研修の改善〉

実施方法の最適化、効果的・効率的な方法による実施 別紙 2

令和 7 年度研修の抜粋

新規研修

研修名	形態	内容等
児童生徒性暴力等防止研修 〔悉皆〕	オンデマンド	児童生徒等の人権を守り、性暴力等を根絶するため、法律と性暴力等の実態に関する理解を深める研修
アンガーマネジメントのための職場づくり研修〔悉皆〕	オンデマンド	児童生徒に安全安心な教育環境を提供するため、教職員がストレスフルな状況を理解し、相互にケアできるようなアンガーマネジメントがいかされた職場をつくる研修
交通安全研修〔悉皆〕	オンデマンド	交通ルールを守り、自らの意思で防止できる交通事故を撲滅するための研修
教職員支援機構常葉大学センター スクール・マネジメント研修〔推薦〕	集合	学校教育目標の実現に向けた課題解決能力を育成するため、学校管理職等を対象とした学校マネジメント研修
企業の顧客対応に学ぶ保護者対応〔希望〕	リアルタイム	企業（日本マクドナルド株式会社）の顧客対応に学ぶことを通して、保護者とのより良い関係を構築するために必要な実践的なコミュニケーションスキルを習得する研修
特別支援学校における ICT 活用に関する研修〔悉皆〕	集合	特別支援学校における ICT 活用の今後について知り、校内での ICT 活用の推進に生かす。（特別支援学校の情報担当者対象）
インクルーシブな教育の推進に向けて 私たちができること〔希望〕	集合	「交流及び共同学習」についての事例紹介や意見交換から、インクルーシブ教育の推進に向けて教職員ができることの可能性を見出し、実践意欲を高めることを目的とした研修
特別支援教育における子どもの特性に応じた ICT 活用～実践事例から学ぶ～〔希望〕	（選択） 集合 リアルタイム	先進的な事例の理解を深めるとともに、研修員同士の協議を拡充し、実践の更なるヒントを得ることができる研修
児童生徒のウェルビーイング向上を支える教職員のためのラーニング・セッションⅠ・Ⅱ〔希望〕	（選択） 集合 リアルタイム	様々な立場の教職員による情報交換を通して、児童生徒のウェルビーイング実現のための理解を深める研修
教育相談スキルアップ研修－事例から学ぶ学校カウンセリングスキル－〔希望〕	集合	事例検討を通して学校カウンセリングスキルの理解を深め、教育相談的な関わり方を教育実践に生かそうとする意欲を高めるための研修

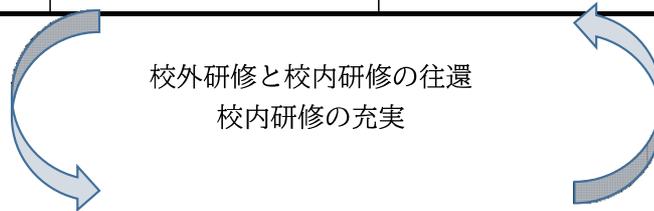
実施方法を最適化し、効果的・効率的な方法により実施する研修

研修名	形態	内容等
新任主幹教諭研修 (小中学校) [悉皆]	集合 オンデマンド	第1回…講義・演習 第2回…オンデマンド研修
(静西管内) 新任特別支援学級 担任研修会 [悉皆]	集合 オンデマンド	I期、II期をオンライン研修にし、講義内容をオンデマンドでいつでも視聴できる。
特別支援学級担任研修会(2年 目) [悉皆]	リアルタイム オンデマンド	3年間の継続研修として、研修内容を自己選択する場を設定する。
(静西管内) 研修主任研修会 [悉皆]	集合 オンデマンド	事前動画(15~21分)の動画と結び付けた講義、 参集による参加型研修。
(静東管内) 新任特別支援学級 担任研修会 [悉皆]	集合 リアルタイム	I期、II期をオンライン研修にし、III期を集合型にする。
任期付教員等研修(小中) [悉皆]	集合 リアルタイム	第1回、第3回を集合型、第2回をオンライン研修にする。
初任者研修(小・中) -センター研修- [悉皆]	集合 リアルタイム オンデマンド	1日目をオンライン(リアルタイム・オンデマンド)、2日目を集合で実施する。
公立高等学校初任者研修 [悉皆]	集合 リアルタイム オンデマンド	1日目をオンライン(リアルタイム・オンデマンド)、2日目を集合で実施する。
公立高等学校中堅教諭等資質 向上研修I期 [悉皆]	集合 リアルタイム オンデマンド	1日目をオンライン(リアルタイム・オンデマンド)、2日目を集合で実施する。
特別支援学校中堅教諭等資質 向上研修I期 [悉皆]	集合 リアルタイム オンデマンド	1日目をオンライン(リアルタイム・オンデマンド)、2日目を集合で実施する。
新規採用職員研修(小中事務・ 司書) [悉皆]	集合 リアルタイム オンデマンド	1日目をオンライン(リアルタイム・オンデマンド)、2日目を集合で実施する。
生徒指導総合研修 [推薦]	集合 リアルタイム	連続する集合研修を解消、令和7年度は、6日間のうち、集合3日、オンライン3日で実施。
教育相談スキルアップ研修- 保護者との効果的な教育相談- [希望]	集合 オンデマンド	eラーニングで事前に知識の習得、当日の集合研修で演習の形をとることで、研修員の時間の制約を減らして実施する。
教育相談スキルアップ研修- 信頼関係を築く教育相談の基 本-[希望]	集合 オンデマンド	eラーニングで事前に知識の習得、当日の集合研修で演習の形をとることで、研修員の時間の制約を減らして実施する。
国語科授業づくり研修(小)主 体的・対話的で深い学びの視点 から考える授業改善 [希望]	リアルタイム オンデマンド	研修効果を高めるため、オンデマンド視聴後にリアルタイム配信で学ぶ。

研修体系の全体像

【校外研修】

		採用時	基礎・向上期	充実・発展期	深化・熟練期
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教職経験 10 年程</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">40 歳代半ば</div>
基本研修	経験段階別研修	採用内定者研修	年次別研修 (初任者研修～中堅教諭等資質向上研修)		キャリア開発研修Ⅰ キャリア開発研修Ⅱ
	職務別研修		・教務主任、生徒指導主事等の各種主任が受講する研修 ・職に応じた研修		
			管理職対象の研修		
専門研修		授業、生徒指導、教育業務、組織運営に関する基礎的、実践的な内容を扱う研修（主に希望研修）			
		教育業務、組織運営、学校経営のビジョンを実現、管理運営、人材育成に関する専門的、実践的な内容を扱う研修（主に推薦研修）			
特別研修		大学、教職大学院、研究機関、民間企業、在外教育施設等へ一定期間派遣する研修			



【校内研修】

- ・ 県教育委員会が指定する研修（年次別研修における校内研修／職務別研修等の伝達研修）
- ・ 自主的・主体的に計画する校内研修（教育委員会が学校等支援研修、定期訪問等を通じて支援）

教職員コンプライアンス推進取組

概要

令和6年度方針と取組

I 重点取組

1 不祥事防止研修を他人事としないための取組

- ・「原因別分類」6類型を活用した小グループでの研修
- ・研修資料の再構成「信頼にこたえる」の改訂 **(新規)**

2 児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶

- (1) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨に沿った対策の実施

ア 教職員への啓発・研修

- (ア) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の周知・啓発 **(強化)**
- 性暴力等防止に向けて研修資料の作成

- (イ) 初動体制の整備及び管理監督責任の明確化 **(新規)**
- 「初動対応マニュアル」の作成

イ 児童生徒等に対する啓発 **(継続)**

- (ア) 学校相談体制の周知
- (イ) セクハラアンケートの実施

- (2) 指導における体罰・不適切な言動等の防止

ア 教職員の一体感を高める研修の実施 **(継続)**

- (ア) 「教職員のためのハラスメント対応ブック」の活用・検証
- (イ) アンガーマネジメントのできる職場づくり
- (ウ) 複数指導対応に向けた組織体制の改善

イ 体罰・不適切な言動根絶のためのガイドライン等の周知 **(新規)**

リーフレット等を使った周知

3 交通事故犯・事故の削減

交通安全意識を高めるための研修の実施

- (1) 関係機関等と連携した研修用資料(動画)の作成 **(継続)**
- (2) 事故削減研修の活用 **(継続)**

II 基本取組 (R5 継続)

1 通報制度・相談体制等

- (1) 通報制度
- (2) 学校相談員
- (3) サポートルーム

2 情報共有、啓発・研修

- (1) 不祥事根絶データベース
- (2) パソコン起動時メッセージ
- (3) コンプライアンス通信
- (4) 推進月間、強化月間中の研修等
- (5) 「人権教育の手引き」を活用した自己確認
- (6) 教職員の私物の端末(スマホ等)の適切な取扱いの徹底

3 外部人材の活用

- (1) 臨床心理士
- (2) 顧問弁護士

4 内部統制

- (1) 内部統制ポータルサイトの活用
- (2) 内部監察

取組の評価と課題・分析

●懲戒処分件数の推移(令和4～6年度 ※令和6年度は令和7年1月30日現在の件数) (件)

	児童生徒関係			教職員		いせ籍	職制職	交通事故	その他	管理職	計
	性暴力	体罰	いせ籍	いせ籍	パワハラ						
R4	4	1	1					5	3		14
R5	4	2	3		2			3	5	1	21
R6	2		2		1			4	7		16

I 重点取組

1 不祥事防止研修を他人事としないための取組

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・「不祥事の原因別分類6類型」の研修は定着しつつある。 ・2年連続で、横領や手当の不正受給などといった、職務義務違反に係る懲戒処分が複数発生した。 ・懲戒処分に至っていないものの、令和6年度、県立学校における情報インシデントが6件発生しており、増加傾向にある(令和6年12月10日現在)。 ・職員間のハラスメントに係る相談が、近年増加傾向にあり、中にはハラスメントに関する認識の違いが一要因となっていることも多い。
課題・分析	<ul style="list-style-type: none"> ●倫理観の欠如 ・研修資料「信頼にこたえる」のさらなる改善及び各学校の活用を促進する必要がある。【R6 I 1関係→R7 I 2(1)関係 強化】 ●組織体制の不備 ・内部統制ポータルサイトの活用や内部監察を強化し、適正な事務執行の確保及び不祥事案の未然防止を図る必要がある。【R6 II 4関係→R7 I 2(2)ア関係 継続、ウ 強化】 ・小グループでの研修等により組織内のコミュニケーションを円滑にし、互いにハラスメントに対する共通理解を持つことで、職員一人一人が働きやすい、風通しのよい職場をつくる必要がある。【R6 I 1関係→R7 II 3(1)ア関係 継続】

2 児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶

(1) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨に沿った対策の実施

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒性暴力等について、毎年複数件の懲戒処分が発生しており、根絶に至っていない。 ・法やSNS使用ルール等の学習不足による事案が多く発生している。 ・近年、警察との連携や被害者への対応等が遅れた事案が発生している。
課題・分析	<ul style="list-style-type: none"> ●学習不足、経験不足 ・過去10年間の児童生徒性暴力等に係る被処分者を年代的に分析したところ、特に若年層(30歳未満)の教職員において、学習不足、経験不足が原因となった事案が散見された。若年層を対象とした対策を立て、未然防止に努める必要がある。【R7 I 1(4)関係 新規】 ●初動体制の不備 ・令和6年度、児童生徒性暴力事案が発生した際、関係者が児童生徒を守り、教職員等に適切な措置を行えるよう、本年度、県警及び検察庁との連携の下、「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応マニュアル」を作成した。教職員一人一人に周知徹底を図る必要がある。【R6 I 2(1)ア(イ)関係→R7 I 2(1)ア(イ)関係 強化】

(2) 指導における体罰・不適切な言動等の防止

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・「体罰・不適切な言動根絶のためのガイドライン」及び、リーフレット(HPで公表)を作成し、教職員の人権意識の醸成に取り組むとともに、児童生徒や保護者にリーフレットを配布し、体罰・不適切な言動に係る共通理解を図ることで、懲戒処分に至る重大事案が減少する、事案の早期発見につながるなど、一定の効果が得られた。 ・体罰・不適切な言動は、定年間近や再任用の教職員が被処分者となる割合が高い。また、被処分者は同様の行為を繰り返すことが多い。
課題・分析	<ul style="list-style-type: none"> ●旧態依然とした教員の指導 ・熟年層の教職員や体罰・不適切な言動を繰り返す教職員に対するアプローチが必要である。【R6 I 2(2)関係→R7 I 1(2)エ関係 強化、(4)関係 新規】 ●旧態依然とした組織風土 ・体罰・不適切な言動は許されないという組織風土を醸成する必要がある。【R6 I 2(2)イ関係→R7 I 1(2)エ関係 強化】

3 交通事故犯・事故の削減

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度、著しい速度超過4件、人身事故3件(うち死亡事故1件)の懲戒処分がなされている(令和7年1月30日現在)。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●交通三悪撲滅の未達成 ・研修を繰り返し行い、交通三悪などの自己意思で防止可能な事犯の撲滅に重点的に取り組む必要がある。【R6 3関係→R7 3関係 継続】

II 基本取組

1 通報制度・相談体制等

- ・近年、通報件数が増加傾向で推移している。迅速かつ適切に対応するための体制強化が必要である。【R6 II 1(1)関係→R7 II 1(1)関係 **強化**】
- ・公益通報者保護法の観点から、学校における相談者が不利益を被ることがないように、学校相談員に対する研修を引き続き行う。【R6 II 1(2)関係→R7 II 1(2)関係 **継続**】

3 外部人材の活用

- ・臨床心理士による原因分析と共有をさらに進めることで、同様事案の発生の抑止につなげる必要がある。【R6 II 3(1)イ関係→R7 I 1(3)関係 **強化**】

令和7年度方針

I 重点取組

教職員一人一人が、「教育に携わる全ての者は、児童・生徒の安全を守り、人格の形成に大きな影響を与えるという極めて重要な職責にある」ことを心に刻み、教職員の自覚と不祥事を起こさせない組織を目指す。

1 児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶

- (1) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨に沿った対策の実施

ア 教職員への啓発・研修

- (ア) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の周知・啓発(継続)
- 性暴力等防止に向けた研修資料の活用 **資料 2-2**

- (イ) 初動体制の整備及び管理監督責任の明確化 **(強化)**
- 県警・検察庁と連携した「初動対応マニュアル」の周知 **資料 1-1**

イ 児童生徒等に対する啓発(継続)

- (ア) 学校相談体制の周知 **資料 2-3**
- (イ) セクハラアンケートの実施 **資料 4-4**

(2) 指導における体罰・不適切な言動等の防止

ア 「教職員のためのハラスメント対応ブック」の活用(継続)

イ 体罰・不適切な言動根絶のためのガイドライン等の活用(継続)

ウ 体罰アンケート(継続)

エ 体罰・不適切な言動の防止に向けた教職員研修 **(強化)** **資料 1-2**

(3) 臨床心理士を活用した不祥事対策の検討会の実施 **(強化)** **資料 1-4**

臨床心理士による指導助言を取り入れた効果的な不祥事根絶対策の検討会を実施する。

(4) 不祥事発生状況を踏まえた年代別重点対策 **(新規)** **資料 1-3**

2 適正な財務事務執行及び厳正な服務規律確保

(1) 研修資料の再構成「信頼にこたえる」の活用 **(強化)** **資料 1-5**

(2) 内部統制

ア 内部統制ポータルサイトの活用(継続) **資料 2-11**

イ 情報セキュリティ研修の実施(継続) **資料 3-4**

ウ 内部監察 **(強化)** **資料 2-12**

3 交通事故犯・事故の削減(継続)

交通安全意識を高めるための研修の実施 **資料 2-4**

- (1) 研修動画を活用した啓発
- (2) 事故削減研修の活用

II 基本取組

1 通報制度・相談体制等

(1) 通報制度の充実 **(強化)** **資料 2-5**

教職員が勤務時間外に通報窓口を利用できる運営体制を整えるため、窓口対応職員を増員し、受付対応時間を延長する。

(2) 学校相談員(継続)

(3) サポートルーム(継続)

2 情報共有、啓発・研修

(1) 「原因別分類」6類型を活用した小グループでの研修(継続)

(2) 不祥事根絶データベース(継続)

(3) パソコン起動時メッセージ(継続)

(4) コンプライアンス通信(継続)

(5) 推進月間、強化月間中の研修等(継続)

(6) 「人権教育の手引き」を活用した自己確認(継続)

(7) 教職員の私物の端末(スマホ等)の適切な取扱いの徹底(継続)

令和7年度コンプライアンス推進 年間計画（案）

（教育総務課）

時期	年間計画	主な取組（●：教育総務課 ▲：他課）		
		1 児童生徒関連	2 財務事務・サービス関連	3 交通事犯関係
4月	○校長会、市町教育長会で新年度の取組説明 ○通知「コンプライアンスの徹底について」 ・静岡県公立学校教職員行動規範の周知 ・「信頼にこたえる」を活用した研修の実施	●初動対応マニュアルの運用開始		
5月	○内部統制スタート ○第三者調査委員会（常設、R7第1回）	●セクハラアンケート公表	●内部統制 ▲情報セキュリティ監査－自己点検	
6月	○不祥事根絶推進月間 ・「不祥事根絶推進月間の取組について」通知（5月末） ・「信頼にこたえる」を活用した研修の実施 ・相談員研修用教材（学校相談体制）の提供 ・コンプライアンス動画の提供 等	●臨床心理士による報告会		●交通事故削減研修（東京海上日動）
7月	○網紀厳正保持通知（夏）（7月中旬）	●法律関連資料による研修		
8月			▲メール送信における注意喚起 ▲情報セキュリティ監査－現地調査	
9月	○内部監察スタート（～11月、県立学校10校程度）		●内部監察	
10月		●大学生・大学院生向け出前講座の実施		
11月	○第三者調査委員会（常設、R7第2回）	●セクハラアンケート ▲体罰等アンケート（各課）		
12月	○コンプライアンス取組強化期間（～1月） ○網紀厳正保持通知（冬）（11月末） ・「初動対応マニュアル」を活用した研修の実施 ・「信頼にこたえる」を活用した研修の実施	●法律関連資料による研修		●交通安全研修動画の提供
1月	○コンプライアンス委員会			
2月				
3月	○不祥事根絶に向けた取組状況等の報告を依頼 ○網紀厳正保持通知（年度末）			

教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の趣旨に沿った「初動対応マニュアル」の周知徹底

(教育総務課)

1 趣旨

県教育委員会では、教職員等による児童生徒に対する性暴力等の事実があると思われる場合に、関係者がそれぞれの役割を迅速に果たし、児童生徒を守り、教職員等に対する適切な措置を行えるよう「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応マニュアル」を作成した。そこで、令和7年度は、本マニュアルの運用に向けて、周知徹底を図る。

2 マニュアルのポイント

県警・検察と連携し、各学校の実情を想定しながら初動対応を整理した。

項目	主な内容	主なポイント
全体のフローチャート	フローチャート、本マニュアルの概要	全体を俯瞰的に見られる工夫をした。
事案発生時(教職員等の対応)編	最初に相談を受けたときの教職員等の対応	(検察提供)「司法面接を見据えた初期聴取」等を盛り込んだ。
情報共有(学校管理職の対応)編	速やかな情報伝達と、学校内の体制づくり	学校管理職が、校内体制を作り、教委、警察との連携を図る上で重要な点を整理した。
他機関等との調整(教育委員会等の対応)	学校、教育委員会(県・市)、教育事務所と警察・検察等との連携体制づくり	教育委員会が、他機関等とどのような連絡・調整を行うかを明示し、また、警察窓口一覧を示し、学校が相談しやすい体制を作った。

3 スケジュール等

令和7年1月(予定) 初動対応マニュアルの公表(警察、検察との時期調整中)

2月(予定) 初動対応マニュアルの通知

4月(例年) 教育長通知「コンプライアンスの徹底について」で周知

6月(例年) 不祥事根絶推進月間(6~7月)で取組

*各学校、マニュアルの概要を使って周知する。

12月(例年) コンプライアンス取組強化月間(12~R8・1)で取組

*事例を示し、図上訓練を実施する。

4 施策及び評価

(1) 研修機会の提供

県教委監察班が中心となり、検察(又は警察)と連携し、校長会、学校などで出前研修等の機会を提供する。

(2) 研修機会でのアンケート実施等

初動対応マニュアルの活用について、現状と課題の把握のため、研修機会等での対象者アンケートを実施し、意見を聴取する。意見に応じて、随時改善する。

教職員による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応マニュアル

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に準拠



教職員の児童・生徒への性暴力等（性的なやりとりなど）は、犯罪です！

- 被害児童・生徒の尊厳と権利を守るため、学校と教育委員会が、迅速かつ適切に初動対応ができるよう指針を明示し、事案発生時の対応を統一することを目的としました。
- 法律の趣旨を踏まえ、法律に則った対応として、各学校が行うべきことを記載しました。
- 教育委員会は、学校と連携し、警察への通報・相談を速やかに行うことを記載しました。

教職員は、まず学校管理職へ、学校管理職は、直ちに教育委員会へ報告を！

主な内容	主な留意点
<ul style="list-style-type: none"> ○<u>初動対応手順</u> <ul style="list-style-type: none"> ・最小限の対応方法を規定 ・管理職への報告と警察への連携手順 ○<u>学校管理職の役割</u> <ul style="list-style-type: none"> ・記録の収集と、教育委員会への報告 ・保護者や関係者への説明 ○<u>教育委員会の対応</u> <ul style="list-style-type: none"> ・警察への通報、学校体制の構築の指示 ・専門家との連携 ○<u>事実確認の方法</u> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での聴き取り手順 ・客観的証拠の収集と分析 ○<u>児童・生徒の初期支援</u> <ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の接触の遮断 ・被害児童・生徒への初期支援 ○<u>他機関との連携</u> <ul style="list-style-type: none"> ・警察連絡先の記載、医療機関等との調整 ・被害者支援のための適切な機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>児童・生徒への配慮と傾聴</u> <ul style="list-style-type: none"> ・被害にあった児童・生徒が安心して話せる環境を整え、話を否定せず、傾聴する姿勢を示す。 ○<u>最小限の聴取り</u> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を必要最低限を確認し、事実確認や詳細な聴取りは警察や専門家に委ねる。 ○<u>迅速な報告</u> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは学校管理職に報告し、個人的な判断で対応を進めない。学校管理職は直ちに教育委員会へ報告。 ○<u>情報漏洩の防止</u> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者や加害者に関する情報を厳重に管理し、SNSや噂話で拡散されないよう配慮する。 ○<u>二次被害の防止</u> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者と加害者が直接接しないよう物理的な環境調整を行う。 

「起こるはずがないこと」という考えを持たないことが大切です！

- 初動対応マニュアルの「存在」を教職員で共有しましょう。
 - ・事案が発生した際に、対応のよりどころとなる本マニュアルを手にとることができる環境を整えておくことは危機管理の1つです。
 - ・教職員は、事案が起こる前提で、危機対応の方法をイメージしておきましょう。

裏面のフロー図を参考にマニュアルを使用してください。

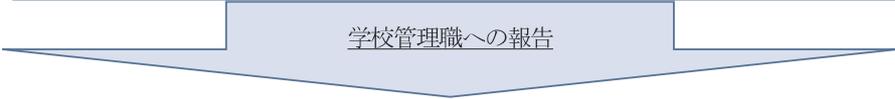
初動対応（児童・生徒からの相談）の基本「まずは、報告！」

児童生徒性暴力等の被害 ⇒ 教職員が相談を受けた

- 児童・生徒が教職員等に直接打ち明ける
- 教職員が発見する
- 保護者等からの相談がある
- 第三者相談窓口等への相談がある（教育委員会経由も含む）

マニュアル 4 頁～

この段階での聞き取りも、できる限り、学校管理職・教育委員会の指示で聞き取ることが望ましい。



学校管理職の対応

常にやり取り

教育委員会の対応

- 教育委員会への第一報（この一報に基づき教育委員会は対応する）
- 警察に通報等をするべきか、専門家の協力を要請するべきかの相談（判断）

マニュアル 10 頁

- 学校体制の構築
- 情報共有体制（関係者の制限）、相談窓口の一元化、保護者対応（対応の説明、被害届等の相談）

マニュアル 11 頁～

- 教育委員会と相談し、事案に応じて、所轄警察署と速やかな相談

- 犯罪であることが明らかなき場合は、直ちに通報
- 犯罪に該当するか否かを迷う事象が生じている場合は、ためらわずに相談

マニュアル 13 頁～

- 事実確認
- 客観証拠の確保
 - 被害児童・生徒への聴き取り
 - 児童生徒性暴力等が疑われる教職員への聴き取り

マニュアル 14 頁～

- 児童・生徒の保護・初期支援
- 被害児童・生徒と性暴力を行った教職員の接触の遮断
 - 被害児童・生徒への初期支援対応

マニュアル 20 頁～

- 事実確認結果の報告等
- 犯罪に該当する事実が明らかになった場合は、教育委員会に報告、教育委員会は所轄警察署通報
 - 教育委員会、保護者ほかへの報告

マニュアル 22 頁

教育委員会から警察に通報 （学校管理職とともに行う場合もある）

- 教育委員会内の情報共有・協議
専門家の協力を得た調査
- 客観的な事実の確認
 - 被害児童・生徒の尊厳の保持
 - 再発防止策の指示

マニュアル 25 頁～

- 告発義務の確実な履行
- 学校、警察機関との連携、弁護士への相談

マニュアル 26 頁

- 必要に応じて、児童相談所など他機関との調整
- 事案に応じて、関係機関と連携し、学校に具体的な指示

マニュアル 26 頁～



体罰・不適切な言動等の防止に向けた教職員研修

(教育総務課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課)

1 概要

児童生徒に対する体罰・不適切な言動などの発生を受け、「体罰・不適切な言動根絶のためのガイドライン」を定め、リーフレットを配布するなどの対策をとってきたが根絶には至っていない。その原因として、指導を変えられない熟年層の懲戒処分事案など、旧態依然とした教員の指導やそれを許容する組織風土が払拭できていないことが考えられる。

そこで、新たに改訂した「信頼にこたえる」に、各学校で組織風土を見直すことのできるような具体的な解説動画等を加え、各学校のコンプライアンスに関する研修にて実施する。

2 現状

県教育委員会の懲戒処分等の件数

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童生徒等が 被害者となる 懲戒処分	体罰	1	1	0	0	1	2
	不適切な言動	0	1	1	0	1	3

3 内容

(1) 「信頼にこたえる」の解説動画の作成

講師：静岡福祉大学こども学科 上野永子准教授

動画：各 15 分程度（パワーポイントによる講義等）2本

①体罰の懲戒処分事案を使った事例紹介と、その解説

②不適切な言動の懲戒処分事案を使った事例紹介と、その解説

(2) 研修方法

対象者：全教職員

実施時期：各学校で実情に応じて実施

配信方法：県教育委員会教育総務課より通知

*コンプライアンス通信、不祥事根絶推進月間、コンプライアンス取組強化月間等の通知などを使って、コンテンツを紹介する。

視聴：研修システム（Plant）またはYouTube

4 評価

各学校の組織風土を見直すきっかけとすることから、「職場の雰囲気づくり」を評価項目とする。

・教職員による不祥事根絶に向けた取組状況等の報告（目標：研修テーマ取組 100%）

(参考) R5 (%)	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
職場の雰囲気づくり	86.0	81.1	88.8	90.5

不祥事案発生状況を踏まえた年代別重点対策

(教育総務課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課)

1 不祥事案等の状況

過去 10 年間 (H27～R6) の発生を年代区分、事案件数、校種で分類して確認した。

- ・児童生徒等への性暴力等の処分率 30 歳未満 38.2% (①)
- ・児童生徒等への体罰等の処分率 30 歳代 (30～39 歳) 57.1% (②)
- ・児童生徒等への不適切な言動の処分率 60 歳代 (60～65 歳) 42.9% (③)
- ・交通事故の 12 月発生率 18% (④)
- ・交通事故による処分率 50 歳以上 38.3% (⑤)
- ・正規職員以外の発生件数 8 件 (⑥)
- ・全体の懲戒処分 (管理監督責任を除く) 30 歳未満 24.2% (①)

2 課題

- ・30 歳未満の性暴力等の懲戒処分が比較的高く、SNS の活用に端を発する事案など学習不足であったり、児童生徒との関係性構築の未熟さ (距離間) など経験不足である事案が散見される。(①)
- ・再任用期間 (60 歳代) の不適切な言動による懲戒処分が比較的高く、社会の変化に対応したマインドセット不足や、過去の経験に対する過信とその改善研修不足が懸念される。(③)
- ・交通事故・交通事犯は、繰り返し注意喚起をするとともに、特に事故が多い時期等を狙った対策が必要である。(④、⑤)
- ・非正規職員に対して、県教委として実施している不祥事対策が少ない。(⑥)

3 施策

(1) 年代等焦点化した研修を企画

- ・採用前研修のコンテンツの工夫 (①・②)
- ・大学生・大学院生に対して「今の時代に求められるコンプライアンス (案)」として、学習不足型の発生を未然防止を目的とした出前授業を企画 (事例紹介等) し、大学 (静岡大学、常葉大学、浜松学院大学) と協議を開始する。(①・②)
- ・経験段階・職務別研修等での伝達を検討する。(③)
- ・交通安全 (④・⑤)
- ・非正規職員用に研修動画を作成し、ホームページ (不祥事取組について) で公開する (公開できるものを作製する)。(⑥)

(2) 研究

- ・体罰・不適切な言動を行った教職員に対する特別研修の策定に向けた研究を行う。(例：認知行動療法 専門家) (②・③)

4 評価等

- ・採用前研修を工夫し、アンケート調査をする。
- ・公開した研修動画について、視聴数を確認する
- ・研究は、専門的知見を得るとともに、対象者の選定など課題の整理から始める

不祥事案発生防止に向けた外部人材の活用

<臨床心理士の活用>

1 目的

臨床心理士を活用し、不祥事案を起こした教職員の心理的動機や性格傾向、直接的原因や環境要因などを明らかにして、その共通点等を検証することで、より効果的な不祥事防止対策等を講じる。

2 具体的内容

(1) 被処分者への臨床心理士面談

被処分者への面談を通し、心理的動機や性格傾向、行為を誘発する直接的原因や環境要因、被処分者の職業性や特質性等を把握する。

(2) 面談結果報告及び不祥事防止対策等の提言

- 臨床心理士が面談結果の分析、検証を行い、県教委関係課※に報告を行う。
※ 教育総務課監察担当、義務教育課人事班、高校教育課人事班、特別支援教育課人事班、教育厚生課
- 面談結果の分析、検証を通して、専門家の視点から、より効果的な不祥事防止策等について、県教委関係課に提言する。

(3) 提言を踏まえた不祥事根絶対策の検討

臨床心理士の提言をもとに、県教委関係課のそれぞれの視点を踏まえて、翌年度実施する不祥事根絶に関する施策を検討する。

(4) 教職員への情報提供

臨床心理士による不祥事案の分析結果を、不祥事根絶DB（管理職向け）において管理職等へ情報提供し、日常の管理監督に活用する。

3 スケジュール等

年度	時期	内容
前	随時	臨床心理士が被処分者へ面談実施
当	～5月末	臨床心理士が前年度の面談結果を分析
	6月上旬	面談結果報告会を実施
	～11月中旬	県教委関係課が次年度の不祥事根絶対策を検討

4 面談実施状況（件）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
わいせつ	2	5		1	2	6	5	2	1	4		28
セクハラ・不適切な言動					2		1			2	2(予定)	7(予定)
窃盗				1								1
体罰				1								1
飲酒運転				1								1
職務義務違反										1		1
計	2	5	0	4	4	6	6	2	1	7	2(予定)	39(予定)

<顧問弁護士による法律相談>

1 概要

保護者等からのクレーム、懲戒処分に対する審査請求その他の法的問題について相談を実施している。

2 過去5年間の相談件数（件）

R2	R3	R4	R5	R6(12月末)
73	77	73	116	96

職務義務の遵守に向けた研修資料等の充実及び利用促進

(教育総務課)

1 趣旨

教職員のコンプライアンス意識を高め、各学校の校内研修を充実し、不祥事の未然防止に資するため、県の研修資料「信頼にこたえる」を改定した（下表）。

令和6年度、懲戒処分を行った事由は、児童生徒等関係、公金等取扱い関係、交通事犯関係と多岐に渡ったことから、総合的な対策をとることができるよう、令和7年度から、具体的な事案の発生に応じた研修コンテンツ（動画等）を作成し、研修資料にさらに改善し、各学校の活用を促進する。

表（新旧）

	【旧】信頼にこたえる（H31/4月）	【新】信頼にこたえる（R7/3月）
ねらい	不祥事根絶のため、各校で計画的に研修を実施する。	変更なし
使い方	校内研修等で活用する。	変更なし
項目	緊急に対応すべき5項目	県内で起こった主な事案
共通した対策	なし	原因別分類6類型を活用した小グループでの研修
事例	5事例	20事例
具体的な記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・過去事例 ・チェックポイント ・関係法令 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去事例 ・原因・背景・問題点 ・対応のチェックポイント ・関係法令
主な参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒処分の基準、公表基準 ・給与等への影響 ・セクハラ、パワハラについて ・通報・相談窓口一覧 など 	(研修資料の使い方を追加) <ul style="list-style-type: none"> ・教職員のためのハラスメント対応ブック ・体罰・不適切な言動等に関するガイドライン ・児童生徒性暴力等に関する初動対応マニュアル（R6）
動画コンテンツ（研修用）	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・アンダーマネジメント関連（職場作り） ・児童生徒性暴力等の防止（R6）
その他	なし	過去の懲戒処分の分析と研修体系との関係

2 内容

(1) 周知及び利用状況の確認

- ・年3回の県教委通知により周知する。（年度当初、6月、12月）
- ・教職員による不祥事根絶に向けた取組状況等の報告で確認する。
- ・事例集の活用に「研修動画」を加筆し、回答を求める。

(参考) R5 (%)	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
研修資料の活用（「信頼にこたえる」）	87.5	87.2	87.6	85.7
事例集の活用（研修動画等）	(研修動画を加筆し、R7から回答を求める)			

(2) コンテンツの作製

- ・児童生徒等関係の事例を中心に、事案の発生に応じて、専門家の指導のもと、コンテンツを作製する。（例：①性暴力等の防止、②体罰・不適切な言動の防止、③情報漏洩の防止、④公金の取扱等）研修コンテンツは、研修システム（Plant）などでデータアップする。

教職員等による性暴力等の事案根絶のために

令和6年11月26日

事案概要

教職員による児童生徒性暴力での懲戒免職

- 被処分者：中学校、教諭 31 歳男性
- 処分内容：免職
- 処分事由：当該教諭は、平成 30 年 4 月から 9 月までの間に、過去に勤務していた学校の卒業生で当時高校生の女子生徒に、わいせつな行為を行った。
(補足) 許されない行為であるという認識はあったが、自分の気持ちを抑えられず、行動に移してしまった。被害者や勤務校の生徒、保護者等多くの方々に迷惑をかけたことについて、謝罪の気持ちを伝えたい。

懲戒処分の基準等

教職員と児童生徒という関係を濫用

- 児童生徒性暴力等
 - ・児童生徒等に性交等をした場合又は児童生徒等をして性交等をさせた場合(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて性交等をした場合その他やむを得ない事情があると認められる場合を除く)

免職	停職	減給	戒告
○			

児童生徒を、性暴力等から守る関連法令

●児童生徒の健全な成長などを支援するため、いくつかの関連法令があります。

児童生徒に対する性暴力等に関しては、さまざまな法令によって、その行為の懲戒処分等を検討します。これら法律の理念などから、成立する法律の背景などに思いをめぐらせて、その意義を確認しましょう。

○静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例(昭和 36 年 10 月 4 日条例第 55 号)

前文 次代をになう青少年が、心身ともに健やかに成長することは、すべての人の念願であつて、青少年は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境のなかで育てられなければならない。このために、県民は今日まで絶えまない努力を続けてきた。しかしながら、現代の社会環境は必ずしも満足すべき状態とは言えない。よつて、県民は、青少年に対し深い関心と愛情を持ち、青少年が近代社会人としての人間形成ができるよう、良好な環境を整備し、青少年の健全な育成を図らなければならない。
ここに、新たな自覚と決意のもとにこの条例を制定するものである。

○児童福祉法(昭和 22 年法律)(現在施行されているものは、令和6年 10 月 1 日施行)

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和4年4月1日施行)

第1条 この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、(後略)

第2条 (略)

2 この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- 1 学校に在籍する幼児、児童又は生徒 ←※学校に在籍するとされています。年齢は関係ありません。
- 2 18 歳未満の者(前号に該当する者を除く。)

3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次(*)に掲げる行為をいう。(児童生徒性暴力等の禁止)

*簡略 1 性交等 2 わいせつな行為をすること、させること 3 性的姿態撮影等 4 著しく羞恥させること等 5 性的羞恥心を害する言動等

当たり前のことが書かれていると思いますが、それぞれに、わいせつ等の禁止の条文があります。



児童生徒等性暴力防止に向けた動画による研修を実施します。

●**県内で続いている教職員等による児童生徒を対象(被害者)とした性暴力等の根絶のため、動画視聴などによる研修をお願いします。**

・各学校の実情に応じて(時期、形態(全体・個人)、振り返り等)、研修を実施。原則として、各学校に勤務する教職員全員を対象。※非常勤職員等には、本通信を配布するなど周知願います。

1 静岡県における性暴力等に係る懲戒処分等の状況

	性暴力等の区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
性暴力等に係る懲戒処分の件数	児童生徒等への性暴力等	6	7	7	2	4	4
	職員等へのわいせつ・セクハラ	3	1	4	0	0	2

2 研修のねらい

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(※)の周知徹底法が定める主な内容

- ・防止に関する措置:啓発、免許失効データベース運用、関係機関と連携
- ・早期発見・対処に関する措置:定期調査、警察との連携・通報、専門家と協力
- ・免許法の特例:失効等後の改善更生と、再授と審査会の設置

性暴力等は、未だ根絶できていない状況です。子どもの健全な育成のために、必ず根絶しましょう。



3 研修の内容

啓発動画の視聴(コンプライアンス通信等で案内します。)

- ・講師 奈良大学社会学部心理学科 今井由樹子 准教授(専門分野 臨床心理学、司法・犯罪心理学)

- ①性暴力等の被害者について (R6/11/26 R6 コンプライアンス通信 vol.11)
- ②「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」理解の促進 (R6 年度内発出)
- ③加害者の行動原理の理解 (R7 予定)
- ④わいせつ事案が起こった時の対応と防止 (R7 予定)

・動画(各20分程度)は4本ありますが、R8 施行予定の「日本版 DBS 法案」(仮称)(参考:教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議)に向け、上記法律(※)の啓発のため、2年間かけて、コンプライアンス取組強化期間などに順次視聴(時期は別途案内)をお願いします。

児童生徒性暴力防止に向けた動画①

●**第1回テーマは、「教員(注)の性暴力による児童生徒の被害とは」(視聴期間(R7年1月まで))**

今後、4回に分けて公開します。教職員等のみなさんは視聴してください。なお、過去に被害を受けた方などは、(気分が悪くなった場合は視聴を控えるなど)視聴にご注意ください。

(注)研修動画の表題は「教員」となっていますが、各学校関係者を対象とします。



【概要等】

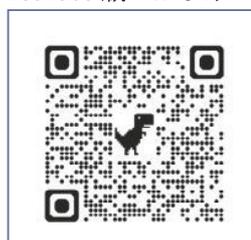
教職員の性暴力等による非違行為の実態と性暴力の基礎知識を解説し、被害を受けた児童生徒がどのような症状となるのかを解説します。動画は、講師に対するインタビュー形式をとっています。説明資料は、全国教員研修プラットフォーム「Plant(プラント)」に貼付しています。

全国教員研修プラットフォーム「Plant(プラント)」のログイン方法は各学校に通知されたものを参考にしてください。

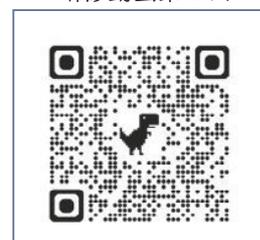
プラットフォーム URL <https://plant.nits.go.jp>

※「Plant」には、今後の動画作成にあたり、現状・課題の把握を目的に任意アンケートを用意していますので、ご協力ください。

YouTube版・はじめに



・研修動画第1回



令和6年度静岡県教職員コンプライアンス委員会の審議内容

1 開催日時 令和7年1月30日（木）午後1時から2時30分まで

2 場 所 静岡県庁 西館8階 教育委員会議室

3 議 事

- (1) 令和6年度コンプライアンス推進取組の評価と課題・分析
- (2) 令和7年度重点・強化取組
- (3) 協議・意見交換

4 委員からの主な意見

(1) 児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶

○「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨に沿った対策の実施

- ・学校相談体制について、相談内容によってはカウンセラー等の専門家が対応することも大切が、教員自身がカウンセリングマインドを身につけることが重要である。（臨床心理士委員）

○ 不祥事発生状況を踏まえた年代別重点対策

- ・大学生に対する出前講座の実施について、学生の中には政令市の教員を志望する者もいることから、政令市との連携が必要と考える。情報共有等を行って進められるとよい。（有識者委員）
- ・若年層に対する研修の強化、特に、大学生への出前研修は必要なことだと思う。社会に出る前からコンプライアンス研修を受けられる機会が生じる。（保護者委員）
- ・採用時に、犯罪性の高い人物を抽出し、そういった人物を採用しないようにできるといいと感じた。（保護者委員）

(2) 適正な財務事務執行及び現世な服務規律確保

- ・無車検運行や横領などといった職務義務違反を防ぐには、個人の倫理観を高めることはもちろん、学校の管理体制も重要である。行為をしたくてもできないような体制を整えるべきである。（弁護士委員）
- ・内部監察について、県立学校だけでなく、市町立の小中学校にも取組を広げられるとよいと感じた。（有識者委員）

(4) その他

- ・どの取組も重要だと思うが、その中でも優先順位をつけて行うべきである。（有識者委員）
- ・研修を実施する際、「やってはいけないからやるな」ではなく、「なぜやってはいけないか」を受講者に理解させなければ、受講者の理解につながらない。研修実施の目的を明確にし、受講者に理解させることが重要である。（有識者委員）

- ・不祥事発生の一要因に、ストレスがあると思う。今の時代、保護者対応等で教員は非常に苦勞していると思う。教員がオーバーワークしていないかということについても、考慮すべき。(有識者意見)
- ・問題を抱えている人や、問題を起こす人は、どれだけ相談体制を整えていても、自ら相談することはない。職員面談等でどれだけ職員の異変や、抱えている問題に気づけるかが重要である。(弁護士委員)
- ・教員も児童生徒も不安がないよう、カウンセリング体制を充実させてほしい。(保護者委員)
- ・児童生徒に対する働きかけが、不祥事根絶に寄与すると考える。児童生徒もコンプライアンスについての学習を行うべきである。学生側にも教員と容易に深い関係を築いてはならないことを認識させるべき。(保護者委員)

5 各委員からの意見をふまえた今後の取組

取組内容について、概ね賛同が得られたものであるが、研修等の在り方については、教職員に対する負担軽減を考慮し、研修内容が浸透する手法を検討する必要がある。また、重点に掲げる児童生徒性暴力等に関する研修を中心とし、知識習得型の研修には、対象者に初任者だけでなく、教員を志す大学生を含め、具体的な事例を用いて、理解が深まるような実践的な研修を実施する必要がある。

また、児童生徒のコンプライアンス意識を醸成することが、不祥事根絶に寄与すると考えられることから、児童生徒に対する人権教育を継続する必要がある。

加えて、不祥事の要因となりかねないストレスへのマネジメント策として、教職員のメンタルヘルス相談窓口のさらなる周知に取り組むとともに、政令市等と連携し、教員の働く環境の整備に取り組む必要がある。

適切な財務事務執行及び厳正な服務規律確保に関しては、管理体制を整えるとともに、その体制がしっかり機能しているかチェックできる仕組みを整備する必要がある。

交通事故・事犯に関しては、発生時期等を考慮し、実際の事故発生データを活用しながら、具体的で効果の高い注意喚起の啓発を行う。

監査結果に関する措置状況報告

(財務課)

1 概要

令和 6 年度第 2 回監査結果は以下のとおりで、指摘等事項についての改善措置状況を監査委員に報告した。

項目	監査結果	対象期間	監査方法	対象	結果内容
令和 6 年度 第 2 回	R6. 9. 30	R6. 6. 3 ～ R6. 9. 10	定期監査	21所属	意見 3 件

2 監査結果の区分

(1) 指 摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事項

- ア 法令・条例・規則に違反している事項
- イ 収入確保に適切な措置を要する事項
- ウ 予算を目的外に支出している事項
- エ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- オ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項

(2) 注 意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

(3) 意 見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

3 指摘等一覧

(1) 令和 6 年度第 2 回 監査結果

ア 定期監査

<意見：3 件>

対象機関	件 名	詳細
教育総務課	障害者雇用の推進	1
教育総務課	不祥事根絶に向けた取組	2
健康体育課	自転車運転マナーと自転車乗車時のヘルメット着用率の向上	3

(別紙2：「意見」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育総務課	令和6年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 障害者雇用の推進</p> <p>3 内 容 教育委員会では、平成30年度以降、障害者法定雇用率を下回っている状況が続いているため、障害者雇用率達成に向けたロードマップを作成するとともに、事務局事務補助といった新たな職を創出し、教員の多忙化解消とも合わせたスクール・サポート・スタッフの配置を進めるなど、障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>しかしながら、法定雇用率達成という目標に着目すると、令和5年度では法定雇用率2.50%に対し、実雇用率2.06%、令和6年6月1日現在の速報値では2.32%と、前年度から0.26ポイント改善したものの、令和6年度から2.7%に上げられた法定雇用率を達成するためには、さらなる雇用に向けた努力が必要です。</p> <p>自ら率先して障害者を雇用することは地方公共団体の責務であり、全国的には、令和5年6月時点ですでに31県が法定雇用率を達成しています。また令和7年度から次期障害者活躍推進計画が始まり、さらなる雇用の推進に取り組む必要があることから、障害者雇用施策を所管する部局と連携して、予算の確保等必要な措置を実施し、早期に法定雇用率を達成するよう努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(1) 課題等の確認状況</p> <p>県教育委員会では、教職員の約9割を教員が占めており、教員の障害者雇用の拡大が必要です。しかし、教員免許状を持つ障害者が少なく、教員での障害者雇用が困難な状況にあることから、令和6年6月1日時点の障害者雇用率は、法定雇用率を下回っています。</p> <p>法定雇用率の早期達成に向けて、障害のある教職員の職務の選定や創出を一層進めるとともに、障害のある教職員を含む全ての教職員にとって働きやすい職場環境を整えることが必要であると考えます。</p> <p>(2) 改善措置</p> <p>令和2年4月より、全ての事業所に障害者職業生活相談員を選任し、障害のある教職員に対応できる体制を整備しています。また、令和4年7月には、障害のある教職員が活躍できる働きやすい環境となるよう障害者活躍推進計画に沿った行動マニュアルを作成し、全ての教職員に周知しました。</p>	

職務の選定・創出の取組として、令和3年4月より、知的特別支援学校に、特別支援学校卒業生等を対象とした非常勤の実習支援員の職を設置し、さらに令和4年4月より、特別支援学校の事務室において事務補助を行う非常勤嘱託員の職を設置しました。また、新たな職の創出の取組として、令和5年4月より補助的・定型的な事務補助業務を行うワークステーションを本庁内及び各教育事務所内に、さらに令和6年4月より中央図書館内に設置箇所を拡大し、運営しています。

採用に関する取組として、令和6年5月の教員採用選考試験において「障害者特別選考」を実施しました。

また、障害のある教職員にとって働きやすい職場環境の実現に向け、令和5年12月から令和6年2月にかけて障害のある教職員を対象にした職場等の満足度調査を実施しました。

(3) 今後の取組

現行の障害者活躍推進計画の着実な進捗を進めるとともに、令和7年度から始まる次期計画では、教員や事務職員の障害者特別選考を継続して、正規職員の確保に努めるほか、小中学校のスクール・サポート・スタッフの拡充、令和8年度に設置を目指している総務事務の集約拠点での事務補助など、障害のある方が活躍できる職務の選定や創出に向けて、新たな予算の確保に努めながら雇用を拡大してまいります。

また、庁内関係部局と連携して、学校で働くことの魅力を障害のある方に広く知っていただく取組を強化してまいります。

これらの取組を通じて法定雇用率の早期達成を目指します。

(別紙2：「意見」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育総務課	令和6年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 不祥事根絶に向けた取組</p> <p>3 内 容 教育委員会では、事案発覚時の初動対応フロー、過去に発生した事例を掲載した研修資料などの整備に加え、コンプライアンス通信の発行、児童生徒へのアンケートの実施といった全県での取組のほか、すべての学校で不祥事根絶取組計画が作成され、研修が実施されており、不祥事根絶に向けた取組を推進しています。</p> <p>また、教職員向け、外部・保護者向け、児童生徒向けの3種類の通報窓口を設けており、通報から事案の発覚・処分につながった事例もあります。</p> <p>しかしながら、最重要課題として対策に取り組んでいる児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の令和5年度懲戒処分は、4年度と同件数の4件が発生しています。</p> <p>不祥事を起こした教職員は、禁止されている児童生徒との私的なSNSのやりとりをするなど、当事者意識の低さが考えられます。個人の資質によるところが大きいことから、臨床心理士の面談と原因分析を行った結果を不祥事根絶データベースで共有し、指導に活用していますが、この分析と共有をさらに進めること等で、同様な事件の発生の抑止につなげてください。</p> <p>教育関係者による児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は、被害者を深く傷付け、教育全体への不信につながる深刻な問題です。教育委員会一丸となって、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の根絶に向けた取組をさらに推進してください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を防止するため、私的なやり取りの禁止や、面談時における単独対応の禁止、自家用車への同乗禁止など、生徒指導に係る共通ルールを令和2年4月に示しています。その上で、年度当初に、学校ごとに具体的なルールを定め、教職員、児童生徒、保護者の共通の認識とするよう周知を図るとともに、そのルールを不祥事根絶取組データベースで共有しています。</p> <p>不祥事根絶に向け、ルールの明文化を徹底するとともに、毎年度実施する内部監察やコンプライアンス研修を参観に行くなど、策定の状況やルール違反の有無、その違反行為に対する管理職の対応状況などを確認し、必要な指導を行っています。</p> <p>令和6年度は、令和4年4月に施行された「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の理解促進のため、専門家による動画研修資料を作成し、教職員の研修に活用することや児童生徒に対するわいせつ・セクハラ事案が発生した際に、被害の深刻化や心身への影響を最小限に抑えるため、関係者がそれぞれの役割を迅速に果たし、適切な措置を行えるよう初動対応マニュアルを策定し周知することとしています。</p>	

また、令和2年度から取り組んでいる児童生徒を対象としたセクシャルハラスメントに関する実態調査を継続して実施し、潜在的事案の早期発見や教員の意識啓発に努めています。

(別紙2：「意見」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康体育課	令和6年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 自転車運転マナーと自転車乗車時のヘルメット着用率の向上</p> <p>3 内 容 暮らし・環境部では、平成31年3月に制定した「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者の交通ルールや運転マナーの遵守を不可欠なものとして、その啓発に取り組んできました。</p> <p>また、令和5年4月からは、改正道路交通法に基づき、自転車の乗車時のヘルメット着用が努力義務化され、令和6年5月には、自転車の交通違反者に反則金を納付させる、いわゆる「青切符」による取締りの導入を盛り込んだ改正道路交通法が、可決・成立し、2年以内に施行されることになりました。</p> <p>そのような中、令和5年の県内の自転車関連交通事故件数は3,043件で、前年と比較して135件増加する状況となっています。また、努力義務化されたヘルメットの着用率も、警察庁が令和5年7月に実施した調査では、静岡県は10.6%と全国平均の13.5%よりも低くなっており、令和6年5月に県内の公立高校を対象に実施した教育委員会の調査では約6.5%と、県全体での着用率よりもさらに低い率に留まっています。</p> <p>これらのことから、自転車の運転マナーの向上と自転車乗車時のヘルメット着用に向けた取組は、静岡県全体として早急に考えていかなければならない課題となっています。</p> <p>一方、全国では、公立高校における自転車通学時のヘルメット着用を自転車通学の許可条件としたり、校則に盛り込むことを県下統一で実施する都県も現れてきています。本県においても、県立沼津工業高校では、令和6年度から全学年で、自転車通学時のヘルメット着用を義務づけているところです。</p> <p>つきましては、前記条例等に基づき、暮らし・環境部、教育委員会、警察本部で協力して、自転車運転マナーの向上や、自転車乗車時のヘルメット着用率が向上するよう効果的で実効性のある取組を推進してください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>県教育委員会ではこれまで、暮らし・環境部や警察本部と協力し、交通マナーの向上や自転車ヘルメット着用の呼びかけを行ってきました。</p> <p>しかし、生徒にヘルメット着用の意義が十分に浸透しておらず、心理的な抵抗などもあり、県内公立高校のヘルメット着用率は全国平均と比較しても低い数字となっています。</p> <p>今後は、近隣の学校の代表生徒が集まる交通安全地域連絡協議会等において、生徒同士で直接意見交換する場を積極的に設け、ヘルメットの必要性を自分事として理解し、交通マナーが向上するよう意識の醸成を図っていきます。</p>	

また、沼津工業高校の取組を踏まえ、着用を通学許可の条件とする上での課題を整理し、各学校において主体性を尊重しつつ、生徒会やP T A、学校運営協議会等で共通理解を得る取組を進めるよう強く働きかけていきます。

今後も生徒の交通マナーと自転車ヘルメット着用率が向上するよう、くらし・環境部、警察本部と連携していきます。